



平成21年 5月13日

各 位

会社名 東芝テック株式会社
代表者名 取締役社長 鈴木 護
(コード番号6588 東証第1部)
問合せ先 総務部業務・広報室長
原 恒 之
(TEL 03-6422-7009)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年 5月13日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更」に関する議案を平成21年 6月25日開催予定の第84期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

平成21年 1月 5日付にて「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号。以下「決済合理化法」といいます）が施行され、上場会社の株券が一斉に電子化されました。

これに伴い、定款上不要となった株券、実質株主、実質株主名簿に関する文言を削除するとともに、株券電子化後 1年間は株券喪失登録簿を作成すること、株式の取り扱いに関する手数料を無料化したことなどに対処するため、所要の変更を行うものであります。

なお、現行定款第7条（株券の発行）につきましては、決済合理化法に基づき、平成21年 1月 5日付にて定款の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされております。

2. 定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(株券の発行) 第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。	<削る>
(単元株式数及び単元未満株券の不発行) 第8条 当社の単元株式数は、1,000株とする。 当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。但し、株式取扱規則に定めるところについては、この限りではない。	(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、1,000株とする。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>1. ～ 4. <条文省略></p>	<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>1. ～ 4. <現行どおり></p>
<p>第10条 <条文省略></p>	<p>第9条 <現行どおり></p>
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 当社の株式に関する取扱いは、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p>
<p>第13条～第35条 <条文省略></p>	<p>第12条～第34条 <現行どおり></p>
<p><新設></p>	<p>附則</p> <p>当社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。なお、本附則は、平成22年1月6日をもってこれを削る。</p>

(注) 上記以外の規定は、現行どおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成21年6月25日(木曜日)
定款変更の効力発生日 同上

— 以 上 —